

第 4 次胎内市男女共同参画プラン 21 の策定について

※第 3 次胎内市男女共同参画プラン 21 をご用意の上、確認をお願いします。

1 胎内市男女共同参画プラン 21 の概要

・策定根拠

○男女共同参画社会基本法 第 14 条 3 項（平成 11 年 6 月 23 日 公布）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

・策定根拠（複合計画）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第 2 条の 3 第 3 項（平成 13 年 4 月 13 日 公布）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第 6 条 2 項（平成 27 年 9 月 4 日 公布）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

→この度、第 3 次胎内市男女共同参画プラン 21 が令和 7 年 3 月 31 日で満了を迎えることから、第 4 次胎内市男女共同参画プラン 21 を策定する。

・計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（令和 7 年度～令和 11 年度）

・沿革

平成 20 年	胎内市男女共同参画プラン 21 を策定
平成 25 年	胎内市男女共同参画推進委員会条例の公布・施行
平成 27 年	第 2 次胎内市男女共同参画プラン 21 を策定

平成28年	胎内市男女共同参画庁内推進委員会設置要綱の公布・施行
令和2年	第3次胎内市男女共同参画プラン21を策定
令和5年	男女共同参画に関する市民アンケートを実施（市民・中学生・企業）

2 第4次胎内市男女共同参画プラン21の策定ポイントについて

①困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）に位置づける計画とする。

第8条第3項 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

→第3次胎内市男女共同参画プラン21では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を含めた複合計画としている。第4次計画からは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を加えた計画を作成する。理由としては、県内他自治体では男女共同参画プランに含めるケースが多いことや、事業内容が第3次胎内市男女共同参画プラン21と同様であることが挙げられる。

対応計画

基本目標Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくりに重点目標4 困難を抱える女性への支援を追加することで対応する。

②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律へ対応する（令和6年4月1日施行）。

上記、第2条の3第2項に「3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項」が追加された。

→ア「被害者の自立支援のための政策」とイ「国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力」について必要的記載事項としなくてはならない。

対応計画

ア 基本目標Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくり－重点目標3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備－(1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進の文言や内容を見直すことで対応する予定。

イ 基本目標Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくり－重点目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり－(3) 女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強

化の文言や内容を見直すことで対応する予定。

③令和２年度～現在までの社会情勢を考慮すること

→コロナ禍を契機に社会の男女共同参画を取りまく状況が大きく加速していると考えられる。第３次胎内市男女共同参画プラン 21 を土台として、昨今の社会情勢に即した計画を策定する。また、令和２年度～現在までの意見や課題を反映することとする。

3 計画の体系

(1) 基本目標

- ・第３次胎内市男女共同参画プラン 21 を継承するものとする。

(2) 重点目標

- ・第３次胎内市男女共同参画プラン 21 を継承するものとする。
- ・基本目標Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくりに重点目標 4 困難を抱える女性への支援を追加する。

(3) 施策の方向

- ・施策の合体・削除
- ・文言の修正等

(4) 指標

- ・令和５年 12 月実施の市民アンケート結果を基に更新・修正をする。

(5) 具体的施策（事業進行管理シート内）

- ・上記（１）～（４）に合わせて更新・修正

4 委員の皆様へ

胎内市男女共同参画庁内推進委員会では、条例に基づき様々な分野に精通する方々に広く意見を求めることを目的としております。今後の胎内市における男女共同参画社会をより効果的に推進するためにも計画策定へのご協力をお願いいたします。また、資料２に記載をした計画策定までに非常にタイトなスケジュールであり、ご面倒をおかけすることもあるかと存じますが、何卒よろしくお願いいたします。